

伊勢市と三重大学の相互友好協力協定書

伊勢市と三重大学は、相互発展のため、文化、教育、学術等の分野で協力するために協定を締結する。

- 1 両者は次の事項について協力する。
 - 1) 観光における国際戦略など諸課題への対応
 - 2) 地域産業の育成及び振興に関する諸課題への対応
 - 3) 教育・文化・歴史に関する諸課題への対応
 - 4) 伝統的景観などまちづくりに関する諸課題への対応
 - 5) 自然・生活環境に関する諸課題への対応
 - 6) 防災に関する諸課題への対応
 - 7) 医療・健康・福祉における諸課題への対応
 - 8) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な分野での協力

協力の形式、協力による成果の利用条件等については、両者間で協議するものとする。

- 2 この協定は、両者の代表が署名した日に発効し、3年間に限り有効とする。ただし、伊勢市または三重大学から異議の申し立てがない場合は、3年毎に自動的に更新される。

本協定書は2通作成され、いずれも正文であり、両者が1通ずつ保管する。

平成23年1月27日

伊勢市長

鈴木健一

三重大学長

内田淳正